

一般廃棄物処理業務仕様書

(搬出)

1. 松江市上下水道局（以下「委託者」）は、松江市上下水道局（松江市学園南一丁目 17 番 24 号）、忌部浄水場（松江市東忌部町 16 番地）から発生する一般廃棄物を、所定のごみ袋に入れ所定の場所に集積するものとする。

(処理)

2. 処理業者（以下「受託者」）は集積場所から一般廃棄物処理施設に搬入し、処理するものとする。

(収集日)

3. 収集日は次のとおりとする。

	回数/週	備考
可燃ごみ	2回(忌部浄水場は1回)	収集日が休日の場合は翌日に収集
不燃ごみ	2回(忌部浄水場は1回)	収集日が休日の場合は翌日に収集

(搬出見込み数量)

4. 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの搬出見込み数

上下水道局

可燃ごみ 約 760 袋（容量 45ℓ、10 kg以下）

不燃ごみ 約 530 袋（容量 45ℓ、10 kg以下、飲食に伴うものに限る。）

忌部浄水場

可燃ごみ 約 260 袋（容量 45ℓ、10 kg以下）

不燃ごみ 約 210 袋（容量 45ℓ、10 kg以下、飲食に伴うものに限る。）

合 計

可燃ごみ 約 1,020 袋（容量 45ℓ、10 kg以下）

不燃ごみ 約 740 袋（容量 45ℓ、10 kg以下、飲食に伴うものに限る。）

(搬出数量の超過)

5. 季節及び時期により、著しく搬出数量が増加することがある場合は、委託者、受託者の双方で協議のうえ受託者に処理させることができる。ただし、この場合の処理費用は委託者の負担とする。

(その他)

6. 毎月収集報告書を提出すること

委託者、受託者の双方は、常に連絡を取り合い、協力して廃棄物の処理に努めること。

(協議事項)

7. この仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者、受託者の双方で協議して決定する。